

次期堺市子ども・子育て支援事業計画について

1 次期計画の位置づけ ※資料2-2参照

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（自治体こども計画）を定めるよう努めることとされており、また当該計画は関連する他のこども施策に関する計画と一体的に策定することができることが示されている。

堺市では、子ども・子育て支援に関する事業を総括する計画として、堺市子ども・子育て総合プラン（令和2年度から令和6年度）を策定しているが、令和6年度に計画期間が終了することに合わせて、令和7年度を始期とする次期計画と、こども大綱を勘案した自治体子ども計画を一体的に策定する（（仮称）堺市こども計画）。

2 次期計画策定に係る調査に関する事項

こども家庭庁より、自治体こども計画の策定にあたり、以下の調査等を行う必要があることが示されている。

- ①子ども・若者の意識調査、子どもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ②子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査

堺市では、上記①②を踏まえ、子ども本人も調査対象とした下記A～Cのニーズ調査を実施し、調査結果をもとに次期計画の策定を行う。また、計画策定の際にはパブリックコメントを実施し市民から意見を聴取する。

- A. 子ども・子育て支援に関する調査（保護者が対象）
- B. 子どもの生活に関する調査（保護者と子ども本人が対象）
- C. 子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査（子ども・若者本人が対象）

3 今後のスケジュール（案）



※ 会議の開催時期、内容については、国の基本指針等の提示時期、計画策定の進捗状況により変更する可能性があります。